



当所は現在定員一、二〇〇名のところ一、四七四名の収容人員、うち覚せい剤事犯者は四七五名と三〇％を超す最も多い事犯名となっている（数字はいずれも平成一四年一月一日現在）。

工場出役者を対象にした覚せい剤乱用防止指導は以前から実施されていたが、薬物依存者の民間リハビリ施設であるグルク（注参照）のスタッフが指導に加わるようになったのは平成一二年年度からであり、日本グルク代表の近藤恒夫氏が平成一二年八月から当所の覚せい剤乱用防止指導に來られるようになった。

近藤氏を当所に招くようになったのは、当所の覚せい剤乱用防止指導を、受刑者が出所した際社会でも回復を続けるためのきっかけを与えるような、より効果的な指導内容にする必要性があるということ、覚せい剤の回復に力を注ぎ、現に覚せい剤を使用しない日々を積み重ねている人々が増えている、という日本グルクの目覚ましい働きから学ぶことが大きい、という理由からである。

平成一二年一月には管区の研究授業が当所で開催され、覚せい剤指導のグループワークが他の施設にも紹介された。平成一三年二月から当所の覚せい剤指導の回数が五回から一〇回に増え、横浜グルク施設長の五十畑修氏にも近藤氏とともに当所のグループワークに参加いただくことになった。

1 現在の覚せい剤等薬物乱用指導について（カリキュラム）

平成一三年二月から現在に至るまで、覚せい剤等薬物乱用防止指導（以下「本指導」という）のカリキュラムは別表一のとおりとなっている。なお、このカリキュラムは当時の分類審議室の職員とともに管区の資料等を参考に考案したものであり、現在の指示に反映されている。なお、本指導の受講者の人員は一〇名、受講資格としては本指導に参加意欲がある者、残刑期おおむね六か月以上あり、かつ出所日の近い者等となっている。

第一回目はオリエンテーションを行い、グループワークとは何かを説明している。そもそも受刑者の中にはグループワークに不慣れな者が多く、自分の体験談を話すことに抵抗を感じる者もいるため、グループワークについて事前によく説明しておく必要がある。

グループワークの決まりとして、以下の三つのことを伝えていく。すなわち、（一）グループワークでの自分の体験等は正直に話す、（二）グループワークで話した内容は教室から出たら秘密にする、（三）他人の意見は批判しない、の三つである。

一 の正直に話す、ということとはなかなかできるような得意でない。人間の心理として覚せい剤体験について最もいや

な部分や恥ずかしい部分についてはなかなか正直には話せるものではなく、ついつい自分の体験を美化したり脚色しがちであるからだ。

そのためグループワークの際には職員も自分のあまり人に知られたくないような体験を率先して話したり、ことあるごとに「皆似たような体験をしているのだから隠す必要はない」ということを伝えたりしている。

これまでのグループワークを通して感じているのは、「雰囲気作り」の大切さである。進行は主に職員が行っているが、職員がただ職員然として、「自由に自分の体験を話すように」といってもなかなか自発的に発言が出てくるわけではない。そのためグループワークを始めるまでの導入として、所内の行事や日ごろの生活、季節の話題等を最初に話して雰囲気をなるべくほぐすようにして自由に発言できる雰囲気を作るように心掛けている。

グループワークは指導二回目から始まるわけであるが、その様子をVTRに録画している。内容としては自分が覚せい剤を最初に使用した状況を一人一人が順番に話している様子が撮影されている。このとき撮影されたVTRを、指導九回目でそのグループの受講者に見せて感想を述べさせている。

ビデオカメラで撮影し、視聴させるといふ目的は、覚せい剤使用によって服役している自分の姿を客観的に見せる

別表1

覚せい剤等薬物乱用防止指導計画表

領域	テーマ	指導内容	指導方法	指導者
覚せい剤等乱用の動機	オリエンテーション 自己紹介	オリエンテーションを行い、グループワークとは何かを理解させる。受講者、指導者の自己紹介を行う。	講義、アンケート記述(8枚4)、感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員
	なぜ覚せい剤等に手を出したのか	覚せい剤等に手を出すようになったいきさつを語らせ、その背景にある自己の弱さに気付かせる。	グループワーク 感想文記述 (ビデオ撮影)	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
自分は覚せい剤等依存という認識	覚せい剤等により失ったもの	覚せい剤等によって失ったものを思い出させ、それでも覚せい剤等を使用したいという気持ちのあることに気付かせる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
	覚せい剤等が自己に及ぼした影響	覚せい剤等による心身の変化を語らせるとともに、覚せい剤等へ依存しなければならなくなった現実を再認識させる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
	覚せい剤等により人間関係がどのように変わったか	覚せい剤等を使用することで周囲の人々にも影響を与えることを認識させるとともに、その状況を修復する力が自己にはないことを認識させる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
援助が必要であるという認識	本当に覚せい剤等をやめたいか	覚せい剤等から離脱の意思がどの程度強いかを率直に語らせる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
	覚せい剤等を本当にやめるには	覚せい剤等から本当に離脱するとはどういうことなのかを考えさせ、自分一人の決意だけでなく、ダルク等で行われているプログラムが必要であることに気付かせる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
出所後社会内のリ施設につなげたいという希望	出所してからどのように生きていくか	出所後どのように生活していきたいか希望を語らせ、その実現のために具体的にすべきことを考えさせる。	グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
	グループワークに参加して変わったこと	単元2で撮影したビデオを視聴し、その後、考え方がどのように変わったかを語らせ、今後どのように変わっていきたいかを考えさせる。	(ビデオ視聴) グループワーク 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師
	民間リハビリ施設について	民間リハビリ施設について具体的な情報を与え、出所後もつなげたいという希望を持たせる。	講義 グループワーク アンケート記述 感想文記述	教育部・分類審議室・所長が指名した職員 外部講師

ことで今自分の置かれている状況を認識させ、また覚せい剤防止指導に参加した最初のころと比べて指導の最終期に入り自分の考え方がどのように変化してきたかを考えさせることである。

グループワークに参加するのもダルクの職員と会うのも初めてということと皆緊張気味ではあるが、順番に指名されると、これまでの様子ではどのグループの者もひととおり自分の体験について話をする。ただその内容は、「友達に勧められたことがきっかけだった」「先輩に言われるまま興味本位に使った」等当たり障りのないことを言う者が多い。通常はグループワークが進むと具体的に生々しい体験を話す者が増えてくる。

自分たちの姿をVTRで視聴した感想としてこれまで挙がったものは、「自分が思っていたよりも老けた姿であり、もう覚せい剤などやっていると見えていられなかった」「自分の姿を恥ずかしくて見ていられなかった」等、自分の姿を自分で見てからのストレートな反応が多かった。自分がグループワークに参加してどう変わったか、という点については、「ダルクの先生の話に励まされた」「出所したらダルクに行きたいと思った」「グループワークに参加して本当によかった」等、肯定的な意見が多いが、その内容としては自分がどのように変わったというよりも、ダルクのスタッフの方の話に何を教えられたかを話す者が多い。本指

導が一〇回であることを考えると、受講者の考え方が変わることも、依存症からの回復のための何らかのきっかけをつかむことが重要になってくる。

2 グループワークの重要性

ダルクのスタッフは、本指導の中では、「外部講師」や「指導者」としてではなく、グループの一員として参加していただいている。そのため、グループワークの流れの中で、同じテーマについて近藤氏や五十畑氏に話を聞き、時間があれば受講者からの質疑応答を行う、という場合が多い。

受講者としては、グループワークで自分の体験や気持ちを他の受講者の前で発言するよりも、ダルクのスタッフの話を聞いている方が気楽さもあるだろうし、いろいろ参考になることが多いと思う者もいるであろう。現にこれまでのグループの中には、「もっとダルクの先生の話を聞きたい」「もっと質疑応答の機会を設けてほしい」等の声があったこともある。

しかし、以下の理由でダルクスタッフの「講話」ではなく、グループワークを本指導の要としている。すなわち、まず、グループワークで他の人の意見を聞くことで他の人を自分の「鏡」として見、自分自身に当ては

め、自分を省みるきっかけとすることができる、ということが挙げられる。この、他人の意見を聞くことで自分の鏡とするという考えは、グルククのミーティングにみられるものである。

グルククのミーティングは「言いつ放しの聞き放し」、つまり、自分の言いたいことを誰のためでもなく自分自身のために発言し、他の人が同様に発言するのを批判することなくそのまま聞く、ということが前提になっており、当所のグループワークもグルククのミーティングを参考にしてある関係で、グループワークを重視している。

また、グルククのスタッフ自身が、受講者の話を聞くことを望んでいる、ということも挙げられる。グルククのスタッフ自身が覚せい剤の依存症者であると自らを認識しており、御自身がグルククのミーティングに参加することで覚せい剤を使わない日を一日ずつ増やされている。横浜刑務所の本指導にグルククのスタッフが来られているのも、現に近藤氏や五十畑氏が時々グループワークで話されているように、受講者の薬物体験等を聞くことで薬物を使わない日を一日ずつ増やされている、という部分も大きい。そのためグルククスタッフ自身が受講者の覚せい剤体験を聞く機会をグループワークで持つことも重要になってくる。

グループの一員としてグルククのスタッフが本指導に入られるということは、受講者にとっては、依存症であっても

回復できるのだという回復の貴重な「モデル」を目の当たりにすることである。が、それと同時にグルククのスタッフにとっても覚せい剤からの回復のための良い機会なのであり、グループワークを通して一種「相互依存」の関係を持ち続けているのであり、ただグルククの「先生」の話を聞けばよい、というものではない。

また、本指導最終回の一〇回目には、民間リハビリ施設について質疑応答をする機会があり、これまで疑問に思っていた点も充分確認することができるため、そのときにグルククについての疑問点はまとめて聞くことができる。以上のような理由で、グループワークが本指導の要となっている。

3 運営会議

本指導終了後には毎回グルククのスタッフを交えて三〇分から一時間ほどミーティングを行っている。これはその日のグループワークの反省を行うことと、グルククの現状について職員が知り本指導の参考にするこことが目的である。このミーティングを運営会議と称して、指導とともに毎回記録を付けている。

この運営会議は、職員自身がグルククの基本的な考え方や依存症とは何かを知る実に貴重な機会となっている。例え

ば、本指導の受講者の中で年配の者も結構若々しく見えることがあるが、グルククのスタッフによれば、若々しいというよりも、薬物依存の場合、薬物を使い始めたときの年齢から精神的な成長が止まっているためそのように見えることが多いのだという。また、受講者のある者が自分の話をグループワーク中に延々と続けて他の受講者が半ばあきれするような場面も時にはあるが、そのようなケースはグルククのミーティングにもままあることであり、回が進むにつれて落ち着くことが多いという話をされ、現に本指導でも回が進むにつれその受講者も自分の話はかりしなくなり落ち着いてきたこともある。

このように、依存症とは何か、また依存症の人たちが集まって体験談を話す場合に起こり得る状況等について、グルククスタッフの方々から体験に基づく話を聞く機会は、我々職員にとっても極めて重要で、毎回運営会議で教えられることが多い。

なお、本指導開始前には、受講者の前回指導分の感想文をグルククスタッフにも見ていただいております。毎回の受講者の反応をフィードバックして知っていただく機会としている。このことによつて、前回のグループワークで自立つ発言をした人がその後どのように自分の発言を振り返っているのか、また、毎回ほとんど発言しない人がどのような考えでいるのか等をグルククスタッフとともに本指導開始前に

一〇分間ほど話し合う機会を持っている。

4 アンケート結果、効果等

本指導の初回と最終回には同じアンケートを実施し、指導効果がどのようなものであったかを検討している。この質問内容は、以下のとおりである。

質問1 覚せい剤は少量ならば使用しても差し支えを

質問2 覚せい剤を使用しても他人に迷惑はかからな

質問3 覚せい剤中毒から完全に回復することは可能

質問4 覚せい剤は自分の意志でいつでもやめられる。

質問5 誰にも分からなければ覚せい剤をまた使用する

質問6 覚せい剤は一人でもやめられる。

質問7 覚せい剤を使用しなければ覚せい剤仲間と付き

質問8 自分は覚せい剤依存症だと思っ

質問9 出所後は、グルククのようなリハビリ施設に通い

質問10 覚せい剤をやめるには、他の人からの援助が

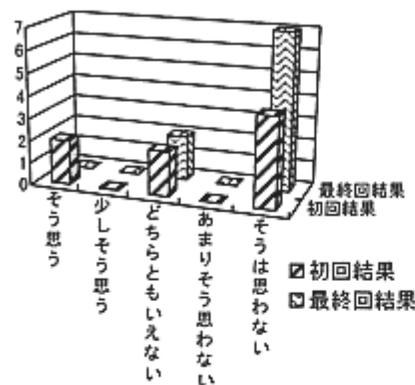
このグループに限らず、本指導で、依存症でありつつも覚せい剤を使わない日を一日ずつ増やしているグループスタッフを目的の当たりにして、自分も回復できるかもしれないという希望を持つ者が増えていることは確かである。また

質問11 グループのようなりハビリ施設に通うことでしか覚せい剤からは離脱できない。
 質問の趣旨としては覚せい剤使用に対する考え方を問うもの、覚せい剤依存症をどうとらえているかを問うもの、グループをはじめとした民間リハビリ施設をどうとらえているかを問うもの等である。回答は「そう思う」「少しそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そうは思わない」の五つから選択させる方式である。
 以下はこれまで指導を実施した中のあるグループのアンケートの指導初回と指導最終回との結果の比較を示している（別表2のアンケート結果参照）。

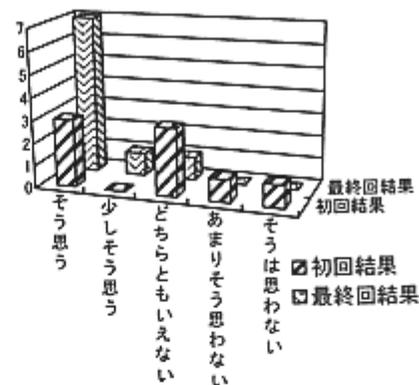
必要だ。

別表2

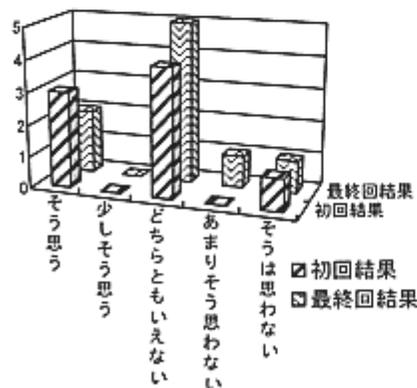
質問1 覚せい剤は少量ならば使用しても差し支えない



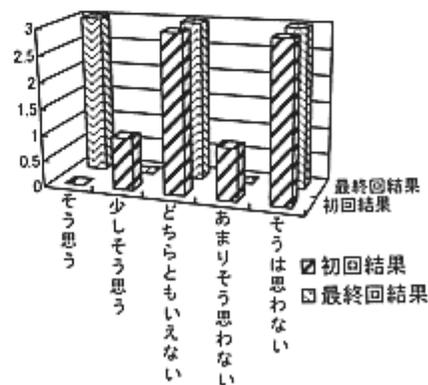
質問3 覚せい剤中毒から完全に回復することは可能だ



質問5 誰にも分からなければ覚せい剤をまた使用するかもしれない



質問10 覚せい剤をやめるには、他の人からの援助が必要だ



たグループワークを通して、他人の話を聞くことの重要性や、薬物からの回復は決して自分の意志だけでできるものではなく、他人の援助や励ましがいかに大切かを知る者が増えている。
 なお、このアンケート結果についてはむろんグループごとと違いがあり、また、グループワークの雰囲気自体もグループによって大分違いが出てくる。例えば、受講者の年齢層が比較的若い（平均年齢三〇代前半）グループであるとグループワークで最初からよく自分の話を話す者や、お調子者のような人が出てきたりするが、年齢層が上の（平均年齢四〇代前半）グループであると雰囲気はほぐれるのに時間がかかったり、話の内容も、出所後仕事も身寄りもない、という深刻なものが多い傾向にある。
 本指導を受講した者が出所してグループに来るようになってきたというケースもちらほら出てきているようである。しかし、残念ながら本指導を受講した者が出所後再犯して受刑生活を送るといったケースもある。薬物依存からの回復はなかなか厳しいものであり、たとえ出所後グループにつながったとしてもそれで安心というわけではなく、近藤氏や五十畑氏の言われるように、「今日一日」使わないでいる、ということを日々繰り返さなければならぬ。
 本指導としては前述のようにまず回復のためのきっかけを受講者がつかむこと、グループのスタッフのように依存症

でありつつも回復へ向かっている人がいることを認識させることが主たる目的となる。

5 今後の課題とまとめ

グループワークの重要性は前述したとおりであるが、そのグループワークの進行は基本的に職員が行っており、雰囲気作りと合わせて、自由に発言できるようにグループワークを運営することが重要である。

グルクのミーティングを参考にしているとはいえ、グルクの場合一日三回、最低三か月のミーティングを実施しているのに対して、本指導は一〇回、グループワークはうち九回という回数であるので、全くグルク方式と同じ方法でよいというわけにもいかず、施設としてのより効果的なグループワークの在り方を確立していく必要がある。実際のところ進行は試行錯誤の連続であり、職員の指導力を養成するための研修や他施設の見学等を行う必要性は大きい。

また、冒頭で記したように覚せい剤事犯者が収容人員の三分の一を超える現状では毎回一〇名のグループワークで到底網羅できるものでもなく、かといって少ない職員（現在厚生統括、厚生担当の二名、また、最近分類審議室の考査統括も本指導に加わっている。）でグループの数を増やすこともままならないことから指導する職員の確保も今後の課題

である。

過剰収容が続く折ではあるが、自らの依存症と付き合いつつ覚せい剤を使わない日を増やしておられるグルクの方々とともに、本指導を今後も継続して、より多くの受刑者に回復のきっかけをつかむ機会を与えたい。

（注） Drug Addiction Rehabilitation Center の頭文字を

とって略した名称。一九八五年近藤恒夫氏によって設立される。現在全国に二〇以上のグルクがあり、主に依存症者同士のミーティングを中心に活動を続けている。日本グルク連絡先は、03-3844-4777。

行刑施設における処遇類型別指導

1 処遇類型別指導とは

行刑施設に収容されている受刑者に対し，罪名又は犯罪に至る原因となった性行その他の円滑な社会復帰の障害となり得る要因に着目し，その社会適応上の問題点を改善することを目的として，同じ類型に属する者を小集団として編成し，効果的な指導を展開しようとするもの。

2 指導の概要（平成14年度実績）

(1) 指導類型

覚せい剤乱用防止教育，酒害教育，暴力団離脱指導，交通事犯防止指導，その他（窃盗防止，性犯罪防止等）

(2) 実施状況（平成15年4月1日現在）

全行刑施設74庁

	類 型	実施	比率	導入検討
1	覚せい剤乱用防止教育	72庁	97%	
2	酒害教育	45庁	61%	4
3	被害者問題，しよく罪指導，生命尊重教育	34庁	46%	4
4	暴力団離脱指導	33庁	45%	1
5	交通事犯防止，交通安全教育	17庁	23%	
6	累犯窃盗防止教育	11庁	15%	2
7	高齢受刑者指導	11庁	15%	2
その他 …… 性犯罪防止教育，ギャンブル防止教育，若年者教育等				

(3) 指導要領

施設ごとに作成した指導要領に基づき指導を実施している。

(4) 指導回数

1週間から2週間に1回実施している施設が多い。

(5) 指導期間

指導期間は，3～6月に設定している施設が多い。

(6) 指導時間

1回当たりおおむね60分

(7) 受講人員

1回当たりの受講者数は，数名から十数名と，施設によって異なる。

暴力団離脱指導については，個別指導を基本としている。

(8) 指導担当者

教育担当者を中心とする施設の職員

また、篤志面接委員、教誨師、医師や警察関係者等の部外講師の協力も得ている。

部外の人を講師として招へいしている施設：74庁中66庁

上記66庁のうち民間の自助団体を講師として招へいしている施設

ダルク：3庁

断酒会：15庁

(9) 指導方法

主として活用されている指導方法は、講義、VTR視聴、集団討議、課題作文の作成、次いで、個別面接、意見発表、体験発表の順となっている。

役割交換書簡法やカウンセリング、グループワークを取り入れる施設も増加してきている。

3 主な類型の指導内容等

(1) 覚せい剤乱用防止教育（実施施設72庁）

ア 主な指導事項

- ・薬害について認識させる。
- ・覚せい剤の使用に至った原因について考えさせる。
- ・家族に与えた影響、家族との関係を振り返らせる。
- ・覚せい剤を断つための具体的な方法を考えさせる。

イ 指導状況

- ・所要時間：おおむね60分
- ・指導期間：3～6月
- ・指導回数：月1回～2回程度
- ・年間サイクル：2～4回程度
- ・1回の受講者数：10～15名程度

ウ 指導者

- ・教育、医務、分類
- ・外部講師を招へいしている施設：72庁中46庁63%（医師、県覚せい剤乱用防止推進委員、篤志面接委員、ダルクほか）
 - 民間の自助グループの協力を得ている施設
 - 講師として招へい（3庁）
 - 横浜刑：日本ダルク、横浜ダルク
 - 北九州医刑：北九州ダルク
 - 福岡刑：九州ダルク
 - 職員が研修会等に参加（1庁）
 - 三重刑：三重ダルク

(2) 性問題に関する指導

実施施設5庁（八王子医刑、川越少刑、東京拘、奈良少刑、松山刑：異性問題指導、性犯罪防止教育等）

他に「被害者の視点を取り入れた指導」の中で性犯罪者に対する指導も

実施している施設4庁（釧路刑，山形刑，三重刑，滋賀刑）

ア 主な指導事項

- ・性，生命の尊厳について考えさせる。
- ・性犯罪被害者の心情等について考えさせる。
- ・犯罪に至った原因を考えさせる。
- ・自己の問題行動に対する認識を強化させる。
- ・再犯をしないための決意を固めさせる。

イ 指導状況

- ・所要時間：おおむね60分
- ・指導期間：2～3月
- ・指導回数：週1回～2週間に1回
- ・年間サイクル：3～5回程度
- ・1回の受講者数：5名程度

ウ 指導者

- ・教育担当職員（一部施設では分類，医務の職員も指導にかかわっている。）